

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、中水野駅周辺土地区画整理事業の地権者約 73%という低い同意率で、なぜ組合設立説明会を行うのか。</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>12月1日に、中水野駅周辺土地区画整理事業における組合設立の説明会を開催する。地権者の同意率は約 73%で、県が求めている 85%に未達成ながら、12月中に組合設立の認可申請をしていく。また、前回の定例会で一般質問した、瀬戸市の名木「内田町の大イチョウ」について再度質問する必要があるため市当局に伺う。</p>	<p>(1) 当該事業の本同意約 73%で、なぜ組合設立の説明会を開催する。</p>	<p>① 瀬戸市と組合設立発起人会は、12月1日(日)に、当該事業の組合設立の説明会を開催する。しかし、地権者の同意については、現在約 73%で、県が求めている同意率 85%に達しておらず、強引ともとれる説明会をなぜ開催するのか伺う。</p> <p>② 説明会は、午前と午後に行われるが、出席した地権者数(状況)と本事業計画について、どのような説明を想定し、どんな意見が出ると想定しているのか伺う。</p> <p>③ 建前上は、組合設立発起人会が地権者に向けて、組合設立の説明会を開催するということだが、実際は「市」が考えてのことだと思う。違うのであれば、市はどのような心づもりで説明会を行うことに同意したのか伺う。</p> <p>④ 豊田市や他県では、組合設立認可に際して、地権者の 80%~90%の同意を求めている自治体がある。地権者の同意が低いと、設立認可後の事業進捗が滞ることが考えられるからである。組合設立の認可申請を行う際は、本来県が求めている 85%同意を達成した上で認可申請を行うのではないのか、同意取得の見込み・見通しは厳しいのか伺う。</p> <p>⑤ 市は認可後について、組合(発起人会)にスムーズな事業運営を指導する立場である。埋蔵文化財の調査、道路・公園・宅地造成の工事等を行うことや特に重要な仮換地処分・換地計画を行う場合、同意率が低いことで、後々問題になることは考えていないのか伺う。</p>

(1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑥ 今後、状況によっては、仮換地処分や造成工事等が予定通りに進まなくなり、事業の進捗に影響を及ぼすことも考えられる。その場合、都市計画事業では、都市計画法第 69 条・第 70 条の土地収用法の運用も含め、強制的に進めることを可能としている。大幅に事業が遅延した場合は、市は法に準じて執行するつもりか伺う。</p> <p>⑦ 12 月中に、県に組合設立認可の申請をする予定とのことだが、事業計画の変更や日程と、いつ頃に認可の承認を得るつもりでいるのか伺う。</p> <p>⑧ 事業認可の申請には、まず埋蔵文化財の調査・作業を行うことになるが、調査・作業の日程期間・方法等についてはどのような予定か伺う。</p> <p>⑨ 市は、当該事業に係る事業費については、既に市費 3 億円を使い、市助成金約 31 億円と、市が申請する都市構造再編集中支援事業等の事業費を含めて、一体どの位の事業費を予定 (計画) しているのか、中水野駅周辺開発に必要な事業費の見通しを曖昧にしたまま認可申請を行うことは問題である。市は、どの位の総事業費になるのか説明する義務があり、説明できなければ計画が曖昧であると言わざるを得ないが見解を伺う。</p> <p>⑩ 事業認可については、県が決定していくが、市助成金については市長決裁に係る決定事項になる。土地区画整理助成条例第 9 条第 2 項には、市長は、前項の決定について条件を付することができるとしている。県が求める 85%同意率が未達成の状況で組合設立の認可申請をすることは、助成金の納付に何らかの条件を付すべき事案ではないのか。市長の見解を求める。</p>

(2 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2)内田町の大イチョウを伐採することの経緯が不明である。	<p>① 9月定例会「一般質問」では、中水野駅区域に所在する瀬戸市の名木「内田町の大イチョウ」について質問したが、その後、伐採に対する経緯が不明のところがあるため再度質問する。大イチョウが所在する土地の所有者は瀬戸市であり、令和元年10月10日に、ふるさと樹木診断が行われた。診断結果は、樹勢に異常が認められ、樹形の崩壊が進行しているが、木の幹・大枝の状況は正常とされている。診断には、現況・原因・対策が書かれており、文化課では診断結果についてはどのような評価(認識)をしているのか伺う。</p> <p>② 市は、当該診断書に指摘された対策について、適切な処置及び定期的な点検等は、どのように行っていたのか伺う。</p> <p>③ 9月定例会「一般質問」の「内田町の大イチョウ」について、都市計画課は、「・・・将来の危険性や管理の面から検討したうえで、伐採することになっている。」との答弁であった。令和元年10月10日の診断を依頼した文化課に確認するが、診断書のどこに都市計画課が答えた伐採しなければならないことが書かれていたのか伺う。</p> <p>④ 上記③の質問の診断結果について、都市計画課はどのような見解か伺う。</p> <p>⑤ 9月定例会「一般質問」の都市計画課が答弁した「内田町の大イチョウ」の伐採について、令和4年度都市計画審議会での「土地区画整理事業と市街化編入の関連について」の見解を示した発言内容とまったく同じ文章であり、答弁を作るのにそのままコピー(引用)したとしか思えない。市当局はどのように答弁書を考えたのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑥ 9月定例会「一般質問」の都市計画課の答弁は、「樹木医による診断によると、健康状態が悪く、樹勢に異常が認められるとの結果であり、また、移植の検討のため、樹木医に聞き取りを行いました。現在の木の状況から、移植に耐えられないのではないかという見解があった」としている。当課では、樹木医に、いつどのような診断(確認)をされたのか。当時の文書記録の確認(いつ・誰が・どのような、決裁・依頼文・打合せ・外出記録等の保存)が出来ないのでお尋ねする。</p> <p>⑦ 小項目②の「内田町の大イチョウの木」の診断には、原因と対策が処方されている。都市計画課では、伐採しなければならないとするならば、少なくとも複数(他)の樹木医の意見(診断)を参考にしても遅くはなく、その必要がないのか見解を伺う。</p> <p>⑧ 9月定例会「一般質問」最後の副市長の答弁に対し、改めて伺う。 副市長は、本事業については、様々な課題がある中において、目指す都市像の実現に向けて、丁寧に取り組を進めていく必要のある事業との答弁であった。だが瀬戸市の名木の「内田町の大イチョウ」を伐採する理由の経緯が不透明であり、地権者の本同意率は、県が求める85%に未達成の状態での認可申請を進めている。市は、スムーズな事業運営を指導する立場でありながら、組合設立発起人会が、強引ともとれる説明会を開催することに同意し、瀬戸市の名木を伐採することに、何ら問題はないとする見解なのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。